

納税猶予制度のお知らせ

農地には相続税納税猶予制度があります

平成21年12月15日の制度改正により、自らが農業を行っていない場合であっても、市街化区域外の農地に限り、農地の貸し付けを行っている場合は、この制度が使えるようになりました。また、平成21年12月14日以前に、相続などにより取得した農地について、相続税の納税猶予制度の適用を受けている方も、市街化区域外の農地に限り、農地の貸し付けを行った場合でも、納税猶予が継続されます。



●納税猶予を受けるための要件

- 相続した農地について自ら農業を行うこと、または農地の貸し付けを行うこと

●納税額の免除要件

- 相続人が死亡した場合

農地に関するQ&A

Q 農地を借りる場合の金額の目安はありますか？

A 平成21年の農地法改正により、従来、農業委員会で定めていた標準小作料の制度はなくなりましたが、現在は農地の賃借料情報の提供を行っています。

金額などは農業委員会のホームページをご覧ください。



Q 農地を相続する場合には農地法の許可が必要ですか？

A 農地法第3条の許可対象とされているのは、売買契約、賃貸借契約などの法律行為に基づく所有権移転や賃貸借などの設定または移転です。相続の場合は、農地法第3条の許可の対象にはなりません。なお、農地の

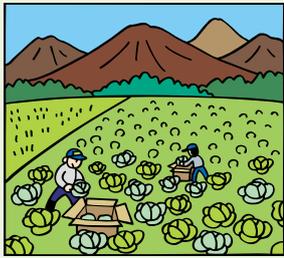
権利を取

得した場合

は、農業委

員会に届出

をお願いします。



平成23年度

農業委員会審査件数

農地法にかかわる手続きなど

●農地法第3条関係

農地などについて、権利の設定または所有権を移転する場合の手続き

種別	件数	面積
計	146	29万5605㎡
売買	61	9万7564㎡
交換	35	3万5637㎡
贈与	26	4万8157㎡
賃貸借	7	1万5053㎡
使用貸借	12	8万1559㎡
その他	5	1万7635㎡

●農地法第4条関係

自己所有の農地を農地以外の用途にする場合の手続き

種別	件数	面積
計	16	1万2661㎡
許可	7	4896㎡
届出	9	7765㎡

●農地法第5条関係

農地などを農地以外の用途にするための権利の設定または所有権を移転する場合の手続き

●農業経営基盤強化促進法

種別	件数	面積
計	601	148万4986㎡
貸借	485	134万6076㎡
売買	116	13万8910㎡

●農業はマナーを守って

トラクターなどで農作業をした後、道路に出るときは、道路に土を落とさないように注意しましょう。道路は多くの方が利用しますので、最低限のマナーは守りましょう。

また、堆肥は畑に放置せず、早期に土にすき込むようにしましょう。

